

青年海外協力隊員として西アフリカへ



▲3月18日に町長を表敬訪問された村上さん

村上 敦子 さん (内池西・27歳)

村上さんは、3月24日から2年間の予定で、青年海外協力隊員として、西アフリカにある国・ブルキナファソに赴任されています。

高校生のときに青年海外協力隊に参加してみたいと思っていたという村上さん。その当時、コートジボワールの大学生と文通をされていました。そのときに、アフリカの発展途上国に興味を持たれ、大学では国際文化を学ばれました。卒業後、会社に勤められ、趣味として作られていた手づくり雑貨を、県内の手づくり市で販売する活動もされていました。

しかし、趣味の服飾系の仕事をしたいと強く思われ、仕事を辞め、昨年の春から服飾の専門学校に通われました。学校に通い始め、次の就職を悩まれていた頃、偶然目に



▲ブルキナファソの位置

入ったのが、近江鉄道日野駅に掲示されていた青年海外協力隊のポスターでした。ちょうど説明会が開催される時期で、すぐに参加を決められました。

赴任されることになったブルキナファソは、高校時代の文通相手が暮らしていたコートジボワールの隣の国です。そこにある、ジニアレろうあ者支援教会で、基礎的な裁縫から指導をされています。公用語はフランス語ですが、現地語もたくさんあるそうです。

表敬訪問の際には、「わくわくしているのが楽しみです」と出発前の気持ちを話されていました。また、帰国後は、小・中学校などで経験を語り伝えていきたいとさらなる夢を語ってくださいました。

国民年金 からのお知らせ

ご存じですか？

学生納付特例制度



国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

対象となるのは、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等に在籍されている20歳以上の学生の方です。

なお、平成21年度に学生納付特例が承認された方で、平成22年度に引き続き学生納付特例を希望される場合も申請手続きが必要です。

申請される方は、認印・学生証または在学期間のわかる証明書を持って役場住民課保険年金担当までお越しください。

学生納付特例が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間（受給資格期間）に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも反映されます。ただし年金額には反映されません。

承認された期間は、10年以内であれば、さかのぼって納付（追納）することができます。追納されるとその期間は保険料納付済期間となり、老齢基礎年金の額に反映されます。なお、承認された年度から起算して3年度目からは当時の保険料に加算額が必要となりますのでご注意ください。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
 ☎06571 有線⑤7784
 草津年金事務所 国民年金課
 ☎077-567-2220